

諮 問 第 5 号

平成22年4月20日

司法試験予備試験に関し，短答式及び論文式による筆記試験並びに口述試験の試験科目の範囲を定める法務省令の制定の要否及びその内容について検討する必要があるので，司法試験法第5条第5項及び第6条に基づいて，試験科目の範囲について御意見を承りたい。